

## 「非課税上場株式等管理に関する約款」新旧対照表

平成 29 年 9 月 29 日  
(下線部変更)

新	旧
<p><b>第 1 条(約款の趣旨)</b> この約款は、お客様が租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、GMO クリック証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号及び第 4 号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>	<p><b>第 1 条(約款の趣旨)</b> この約款は、お客様 <u>（本約款に基づいて開設する口座の口座名義人を指します）</u> が租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、GMO クリック証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座ならびに、同法第 9 条の 9 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第 37 条の 14 の 2 に規定する未成年口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、当社に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>
<p>2(省略)</p> <p><b>第 2 条(非課税口座開設届出書等の提出等)</b> お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、<u>当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が別に定める期限までに</u>、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項及び第 20 項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」及び住民票の</p>	<p>2(省略)</p> <p><b>第 2 条(非課税口座開設届出書等の提出等)</b> お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の<u>前年の当社の定める日までに</u>、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項及び第 20 項</p>

新	旧
<p>写し等（住民票の写し等については、平成 29 年 9 月 30 日までに非課税適用確認書の交付申請手続きを行う場合に限りま す。）、「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当社に非課税口 座を開設しており、平成 30 年分以後の勘定設定期間に係る 「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金 融機関に提出していない場合に限ります。）又は「非課税口座 開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知 書」若しくは「勘定廃止通知書」（既に当社に非課税口座を開 設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通 知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に 対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子 証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号 に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号 (お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項の規 定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。) を告知 し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必 要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に ついては、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設 年」といいます。）又は非課税管理勘定を再設定しようとする 年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再 開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。 また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当 該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該 非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に 上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税</p>	<p>に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座 開設届出書」及び住民票の写し等又は「非課税口座開設 届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知 書」若しくは「非課税管理勘定廃止通知書」を提出する とともに、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特 別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各 号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示 して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税 特別措置法施行令第 25 条の 13 第 13 項の規定に該当す る場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税 特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必 要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定 廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようと する年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理 勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」とい います。）の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口 座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通 知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非 課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に 上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課 税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日ま</p>

新	旧
<p>口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2(省略)</p> <p>3(省略)</p> <p>4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、<u>その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</u></p> <p>①<u>1月1日から9月30日までの間に受けた場合非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき</u></p> <p>②<u>10月1日から12月31日までの間に受けた場合非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき</u></p> <p>5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2(省略)</p> <p>3(省略)</p> <p>4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合、<u>当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第5号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に</p>	

新	旧
<p>に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>7 平成29年10月1日時点で当社に開設した非課税口座に平成29年分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。</p> <p><b>第3条(非課税管理勘定の設定)</b></p> <p>非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途中において提出された場</p>	<p>設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税管理勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>(新設)</p> <p><b>第3条(非課税管理勘定の設定)</b></p> <p>非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項各号に規定する株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途中において提出</p>

新	旧
<p>合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。</p> <p><b>第4条(非課税管理勘定における処理)</b></p> <p><u>非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。</p> <p><b>第4条(非課税管理勘定における処理)</b></p> <p>上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税管理勘定において処理いたします。</p>
<p><b>第5条(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</b></p> <p>当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、<u>租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。</u>)のみを受け入れます。</p> <p>①次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管</p>	<p><b>第5条(非課税口座に受け入れる上場株式等の上限額)</b></p> <p><u>非課税口座に設けられた各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額は120万円(平成27年までは100万円)を上限とします。(以下「非課税口座の上限額」といいます。)</u></p> <p><b>第6条(非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)</b></p> <p>当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。)のみを受け入れます。</p> <p>①次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課</p>

新	旧
<p>理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、<u>口の移管</u>により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が<u>120万円</u>（②により受け入れた上場株式等がある場合には、<u>当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額</u>）を超えないもの</p> <p>イ非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p> <p>口<u>他年分非課税管理勘定</u>（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から<u>租税特別措置法施行令第25条の13第9項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等</u>（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13第10項により読み替</p>	<p>税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が非課税口座の上限額を超えないもの</p> <p>イ受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する上場株式等の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p> <p>口非課税管理勘定を設けた当社非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等</p>
	(新設)

新	旧
<p><u>えて準用する同条第9項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</u></p> <p><u>③租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等</u></p> <p><b>第6条(譲渡の方法)</b></p> <p>非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p><b>第7条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</b></p> <p><u>租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条第1号口及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものをお除きます。）</u>があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受</p> <p><u>②租税特別措置法施行令第25条の13第10項に規定する上場株式等</u></p> <p><b>第7条(譲渡の方法)</b></p> <p>非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第3号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p><b>第8条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</b></p> <p><u>非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものをお除きます。）</u>があった場合（第5条第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管</p>	

新	旧
<p>け入れなかつものであつて、<u>非課税管理勘定</u>に受け入れた後直ちに当該<u>非課税管理勘定</u>が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、<u>お客様</u>(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による<u>払出し</u>があつた場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該<u>払出し</u>のあつた上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p><b>第8条(非課税管理勘定終了時の取扱い)</b></p> <p>本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)。</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>①お客様から当社に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があつた場合非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>②お客様が当社に特定口座を開設しており、お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第</p>	<p>による払出しがあつたものとみなされるものを含みます。)には、当社は、<u>お客様</u>に対し、当該<u>払出し</u>をした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p><b>第9条(非課税管理勘定終了時の取扱い)</b></p> <p>本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)。</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいづれかにより取扱うものとします。</p> <p>①第5条第1号口に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管(ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた上場株式等の取得対価の額と合計して非課税口座の上限額を超えないものに限ります。)</p> <p>②非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座(他の上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記</p>

新	旧
<u>25号イに規定する書類の提出があった場合特定口座への移管</u>  <u>③前各号に掲げる場合以外の場合一般口座への移管</u> (削除)	<u>録又は保管の委託に係る口座をいいます。)への移管</u> <u>(特定口座への移管は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。)</u> (新設) <u>第10条(他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等)</u> <u>当社は、第5条第1号口及び前条第2項第1号に基づく移管は、租税特別措置法施行令第25条の13第9項第1号又は第2号に定めるところにより行います。</u> (新設)
<u>第9条(非課税管理勘定の変更手続き)</u>  <u>お客様が、当社に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</u> <u>2 お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の当社が別に定める期限までに、当社に対して「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。この場合において、当社は、「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客様に交付することなく、その作成をした日にお客様から提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第37条の14第21項の規定を適用します。</u>	(新設)
<u>第10条(非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法)</u> (省略) (削除)	<u>第11条(非課税口座取引である旨の明示)</u> (省略) <u>第12条(取得対価の額の合計額が非課税上限額を超える場合の取扱い)</u>

新	旧
	<p><u>お客様が当社に対し、非課税口座での上場株式等や投資信託等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該非課税口座に係る非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が非課税上限額を超える場合には、非課税口座ではなく課税口座（特定口座の開設がある場合は特定口座、特定口座の開設がない場合は一般口座）でのお取扱とします。</u></p> <p><u>2.前項の規定は、第6条第1号に掲げる上場株式等においても同様とします。</u></p>
第11条(非課税口座取引である旨の明示) (省略)	<p>第13条(非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法)</p> <p>お客様が非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ＥＴＦ（上場証券投資信託）、上場ＲＥＩＴ（不動産投資信託）及び上場ＪＤＲ（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金及び分配金（以下「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。</p>
(削除)	第14条～第40条
第12条（通知の効力） (省略)	第41条（通知の効力） (省略)
第13条(契約の解除)	第42条（契約の解除）

新	旧
(省略)	(省略)
第 <u>14</u> 条(準拠法・合意管轄)	第 <u>43</u> 条(準拠法・合意管轄)
(省略)	(省略)
第 <u>15</u> 条(約款の変更)	第 <u>44</u> 条(約款の変更)
(省略)	(省略)

以上